

により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

1 栃木県井頭公園

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金

利用区分 施設名		団 体 利 用 の 場 合			個 人 利 用 の 場 合	
		午 前	午 後	1 日	単 位	利 用 料 金
運 動 広 場	1 面	2,820円	3,700円	6,270円	1 人	100円
軟 式 野 球 場	1 面	2,820円	3,700円	6,270円	—	—
テ ニ ス コ ー ト	1 面	870円	1,280円	2,100円	—	—
		休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）以外の日（以下「平日」という。）にあっては、利用時間が2時間までの場合は510円、利用時間が2時間を超える場合は510円に2時間を超える利用時間1時間までごとに250円を加算した額とする。ただし、平日の午後4時以後に利用を開始する場合にあっては、1時間につき200円とする。				
フ ィ ー ル ド ア ス レ チ ッ ク 施 設	1 周	—	—	—	高校生及び大人 1人	300円
					小学生及び中学生 1人	150円
					12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記単位ごとに1人ずつを合わせて360円とする。	
					大人（満65歳以上の者） 1人	510円
					大人（満65歳未満の者） 1人	1,130円
					高校生 1人	920円
					小学生及び中学生 1人	410円

一 万 人 プ ー ル	-	-	-	-	幼児（満3歳以上の者） 1人 200円
					供用日前に販売する利用券の価額は2割引の額とし、供用日に栃木県井頭公園以外の場所で販売する利用券の価額は1割引の額とする。また、団体（20人以上）で利用する場合及び午後3時以後に利用する場合は上記利用料金の2割引の額とし、8月20日から同月31日までの間の水曜日に利用する場合は上記利用料金の5割引の額とする。ただし、それらの額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合（個人利用を除く。）	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
- (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。

(2) 備 品

品 目	単 位	利用料金	備 考
コインロッカー	一万人プールに設置されるもの	1 回 100円	翌日にわたっては利用することができない。
	その他の施設に設置されるもの	1 回 20円	

コイン式シャワー	-	1 回	100円
----------	---	-----	------

(3) 遊戯施設

施 設 名	単 位	利 用 料 金	備 考	
ボート	ペダル式	1 回	510円	1回とは、30分の利用をいう。
	オール式	1 回	250円	
つり池	大 池	1 日	1,230円	1日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
	小 池	1 日	510円	
	マ ス 池	1 日	410円	

(4) 教養施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料 金	
花 ち ょ う 遊 館	1 回	個 人	大 人	410円
			小学生、中学生及び高校生	200円
			12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて510円とする。	
		団 体 (20人以上) 1人につき	大 人	330円
小学生、中学生及び高校生	160円			

(5) 駐車場 (一万人プールに隣接して設置されるものに限る。)

区 分	単 位	利 用 料 金
二 輪 車	1 台 1 回	200円
普 通 自 動 車	1 台 1 回	510円
中 型 自 動 車	1 台 1 回	1,020円
大 型 バ ス	1 台 1 回	1,540円

備考

- 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。3において同じ。）のうち、その高さが2.9メートル未満であって、乗車定員が10人以下のものをいう。
- 「中型自動車」とは、自動車のうち、その高さが2.9メートル未満のものであって、乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。

4 「大型バス」とは、二輪車、普通自動車及び中型自動車以外の自動車をいう。

2 栃木県鬼怒グリーンパーク

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金

施設名		利用区分	団 体 利 用 の 場 合			個 人 利 用 の 場 合	
			午 前	午 後	1 日	単 位	利 用 料 金
軟 式 野 球 場	1 面		2,750円	3,600円	6,100円	—	—
テ ニ ス コ ー ト	1 面		850円	1,250円	2,100円	—	—
		平日にあっては、利用時間が2時間までの場合は500円、利用時間が2時間を超える場合は500円に2時間を超える利用時間1時間までごとに250円を加算した額とする。ただし、平日の午後4時以後に利用を開始する場合にあっては、1時間につき200円とする。					
球 技 広 場	1 面		2,750円	3,600円	6,100円	—	—
水 上 ア ス レ チ ッ ク 施 設	1 周		—	—	—	高校生及び大人 1人	300円
						小学生及び中学生 1人	150円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記単位ごとに1人ずつを合わせて350円とする。					
ロ ー ラ ー ス ケ ー ト 場	1 回		—	—	—	高校生及び大人 1人	200円
						小学生及び中学生 1人	100円
パ ー ク ゴ ル フ 場	1 周		—	—	—	高校生及び大人 1人	500円
						小学生及び中学生 1人	250円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記単位ごとに1人ずつを合わせて550円と					

					する。
	1 日	-	-	-	高校生及び 大人 1 人
					1,000円
					小学生及び 中学生 1 人
					500円

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

備考

- 1 利用区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
 - (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
 - (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時まで（パークゴルフ場にあつては、午前9時から午後4時30分まで）をいう。
 - (4) 1回とは、60分の利用をいう。
- 2 高校生及び大人がパークゴルフ場を利用する場合においては、1周券5枚つづり2,000円、1周券30枚つづり9,500円、1周券50枚つづり15,000円、1周券70枚つづり19,500円又は1周券100枚つづり25,500円の回数券を利用することができるものとする。

(2) 備 品

品 目	単 位	利 用 料 金	備 考
コインロッカー	1 回	20円	翌日にわたっては利用できない。

(3) 遊戯施設

施 設 名	単 位	利 用 料 金	備 考	
ボ ー ト	ペダル式	1 回	500円	1回とは、30分の利用をいう。
	オール式	1 回	300円	

3 栃木県那須野が原公園

(1) 運動施設

ア 施設名及び一般利用料金

	利用区分	団 体 利 用 の 場 合	個 人 利 用 の 場 合
--	------	---------------	---------------

施 設 名		午 前	午 後	1 日	単 位	利 用 料 金
テ ニ ス コ ー ト	1 面	870円	1,280円	2,100円	-	-
		平日にあっては、利用時間が2時間までの場合は510円、利用時間が2時間を超える場合は510円に2時間を超える利用時間1時間までごとに250円を加算した額とする。ただし、平日の午後4時以後に利用を開始する場合にあっては、1時間につき200円とする。				
フ ィ ー ル ド ア ス レ ッ ク 施 設	1 周	-	-	-	高校生及び大人 1人	300円
					小学生及び中学生 1人	150円
					12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記単位ごとに1人ずつを合わせて360円とする。	

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額
アマチュア以外のスポーツを行う場合	最高入場料400人分に相当する額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額が1日の一般利用料金の10割増の額に満たないときは、当該10割増の額とする。
県内の高校生以下が利用し、入場料等を徴収しない場合	一般利用料金の5割引の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
各運動施設をその施設目的以外に利用する場合（スポーツ行事に限る。）	一般利用料金の額

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
- (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。

(2) 備 品

品 目	単 位	利 用 料 金	備 考
コ イ ン ロ ッ カ ー	1 回	20円	翌日にわたっては利用できない。
コ イ ン 式 シ ャ ワ ー	1 回	100円	-

コイン式洗濯機	1	回	200円	—
コイン式乾燥機	1	回	100円	—
コイン式望遠鏡	1	回	100円	—

(3) 遊戯施設

施設名	単 位	利用者区分	利 用 料 金
そり遊び広場	入 場 1 回	高校生及び大人	300円
		小学生及び中学生	150円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて360円とする。	

(4) 休養施設

施設名	利用区分	単 位	利 用 料 金	
オートキャンプ場	フリーテント サ イ ト	宿 泊	1区画1泊	2,570円
			12月1日から翌年3月19日までの期間（12月29日から翌年1月1日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては、1,540円とする。	
	オートキャンプ サ イ ト	宿 泊	1区画1泊	4,620円
			12月1日から翌年3月19日までの期間（12月29日から翌年1月1日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては、2,570円とする。	
	キャビン (4人用)	宿 泊	1棟1泊	18,500円
			12月1日から翌年3月19日までの期間（12月29日から翌年1月1日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては、10,200円とする。	
キャビン (8人用)	宿 泊	1棟1泊	30,200円	
		12月1日から翌年3月19日までの期間（12月29日から翌年1月1日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては、20,500円とする。		
デイキャンプ サ イ ト	日 帰 り	1区画1回	2,570円	
		12月1日から翌年3月19日までの期間（12月29日から翌年1月1日までの期間を除く。）に利用を開始する場合にあっては、1,540円とする。		

備考 利用区分は、次のとおりとする。

(1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。

(2) 日帰りとは、午前10時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。

(5) 展望施設

施設名	単位	利用者区分	利用料金
サンサタワー	1回	高校生及び大人	300円
			12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、200円とする。
		3歳以上中学生以下	150円
			12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、100円とする。

4 栃木県みかも山公園

(1) 運動施設

施設名	利用区分	利用料金(1人につき)
ハング・パラグライダー場	普通利用券による利用の場合	2,160円
	年間利用券による利用の場合	21,600円

備考

1 普通利用券とは、1日の利用をすることができる利用券であって、年間利用券以外のものをいう。

2 年間利用券とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。

(2) 附属設備

設備名	単位	利用料金
ハング・パラグライダー場モノトレイン	1人1日	1,080円

(3) 園内移動用施設

施設名	単位	利用者区分	利用料金	
フラワートレイン	1日	個人	高校生及び大人	500円
			3歳以上中学生以下	300円
		団体(20人以上)1人につき	高校生及び大人	400円
			3歳以上中学生以下	240円

備考

1 高校生及び大人が個人でフラワートレインを利用する場合には、1日券6枚つづり2,500円の回数券を利用することができるものとする。

2 3歳以上中学生以下が個人でフラワートレインを利用する場合には、1日券6枚つづり1,500円の回数券を利用することができるものとする。

5 栃木県日光田母沢御用邸記念公園

(1) 教養施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料 金	
御 用 邸 本 邸	1 回	個 人	高校生及び大人	510円
			小学生及び中学生	250円
		団体（20人以上）1人につき	高校生及び大人	410円
			小学生及び中学生	200円

(2) 研修室

ア 施設名及び一般利用料金

施設名	利用区分	利用区分		1 日
		午 前	午 後	
研 修 室 1	1	1,230円	1,230円	2,460円
研 修 室 2	2	1,230円	1,230円	2,460円
研 修 室 3	3	920円	920円	1,840円
研 修 室 4	4	2,160円	2,160円	4,320円
研 修 室 5	5	1,850円	1,850円	3,700円
研 修 室 6	6	1,850円	1,850円	3,700円
研 修 室 7	7	1,850円	1,850円	3,700円

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前9時から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後1時から午後4時までをいう。
- (3) 1日とは、午前9時から午後4時までをいう。

(3) 研修ホール

ア 施設名及び一般利用料金

施 設 名	利 用 料 金
研 修 ホ ー ル	1時間につき 2,050円

イ 特殊利用料金

区 分	利 用 料 金
入場料等を徴収する場合	一般利用料金の10割増の額

(4) 駐車場

区 分	単 位	利 用 料	金
二 輪 車	1台1回	2時間につき	100円
普 通 自 動 車	1台1回	利用時間が2時間までの場合は200円、利用時間が2時間を超える場合は200円に2時間を超える利用時間1時間までごとに100円を加算した額	
大 型 バ ス	1台1回	2時間につき	1,020円

備考

- 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。

6 栃木県日光だいや川公園

(1) 運動施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料	金
フイールドアスレチック施設	1 周	高校生及び大人		300円
		小学生及び中学生		150円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて360円とする。		
パークゴルフ場	1 周	高校生及び大人		510円
		小学生及び中学生		250円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて560円とする。		
	1 日	高校生及び大人		1,020円
		小学生及び中学生		510円
グラウンドゴルフ場	1 周	高校生及び大人		510円
		小学生及び中学生		250円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて560円とする。		
	1 日	高校生及び大人		1,020円
		小学生及び中学生		510円
		高校生及び大人		200円

ディスクゴルフ場	1 周	小学生及び中学生	100円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあっては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて200円とする。	

備考

- 1 1日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1,020円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 3 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、510円の共通1日券を利用することができるものとする。
- 4 高校生及び大人がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1周券5枚つづり2,040円又は1周券30枚つづり10,710円の共通回数券を利用することができるものとする。
- 5 小学生及び中学生がパークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を利用する場合には、1周券5枚つづり1,000円又は1周券30枚つづり5,250円の共通回数券を利用することができるものとする。

(2) 休養施設

施設名	利用区分	単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	フリーテントサイト	宿 泊	1区画1泊 2,570円
		宿 泊	12月1日から翌年2月末日までの期間に利用を開始する場合及び自動車（二輪車を除く。）以外での利用の場合にあっては、1,540円とする。
	オートキャンプサイト	宿 泊	1区画1泊 4,620円
		宿 泊	12月1日から翌年2月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、2,570円とする。
	オートキャンプ場	日 帰 り	1区画1回 2,570円
		日 帰 り	12月1日から翌年2月末日までの期間にあっては、1,540円とする。
	キャンピングカーサイト	宿 泊	1区画1泊 5,650円
		宿 泊	12月1日から翌年2月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、3,080円とする。
	トレーラーハウス（5人用）	宿 泊	1棟1泊 16,400円
		宿 泊	12月1日から翌年2月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、10,200円とする。
トレーラーハウス（8人用）	宿 泊	1棟1泊 23,000円	
	宿 泊	12月1日から翌年2月末日までの期間に利用を開始する場合にあっては、16,400円とする。	

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前11時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。

(3) 備 品

品 目	単 位	利 用 料 金
コ イ ン 式 シ ャ ワ ー	1 回	100円
コ イ ン 式 洗 濯 機	1 回	200円
コ イ ン 式 乾 燥 機	1 回	100円

7 栃木県とちぎわんぱく公園

教養施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	利 用 料 金	
ふ し ぎ の 船	1 回	個 人	高校生及び大人	200円
			小学生及び中学生	100円
		12月1日から翌年3月19日までの期間にあつては、上記利用者区分ごとに1人ずつを合わせて250円とする。		
		団 体 (20人以上) 1人につき	高校生及び大人	160円
小学生及び中学生	80円			

(都市整備課)

○県が設置する体育施設の利用料金の承認

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）第13条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）第16条の3の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

1 栃木県体育館の利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) 本館、武道館及び別館の競技場並びに弓道場

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		160円	160円
その他の者（1人1回につき）		320円	320円	320円

(イ) プール

利用者	利用時間
	午前9時から午後9時まで

高校生等以下（1人1回につき）	210円
その他の者（1人1回につき）	430円

イ 専用利用の場合
 (ア) 本館の競技場

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合		4,630円	6,950円	9,160円
	入場料を徴収する場合		25,500円	38,200円	51,000円
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		27,400円	41,800円	55,000円
	入場料を徴収する場合		151,000円	230,000円	306,000円

(イ) 武道館の競技場
 (ア) の表と同じ。
 (ウ) 別館の競技場

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合		1,970円	2,860円	3,960円
	入場料を徴収する場合		10,800円	15,600円	22,100円
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		11,700円	17,200円	23,400円
	入場料を徴収する場合		65,200円	95,700円	130,000円

(エ) 弓道場
 (ウ) の表と同じ。
 (オ) プール

施 設	利用区分	利用時間	午前9時から午後9時まで (2時間につき)
大プール	入場料を徴収しない場合		19,800円
	入場料を徴収する場合		109,000円
小プール	入場料を徴収しない場合		4,290円
	入場料を徴収する場合		23,700円

(2) 会議室

施設区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで

本館	大会議室	1,530円	1,970円	1,970円
	小会議室	970円	1,310円	1,310円
プール館	会議室	1,530円	1,970円	1,970円
武道館	大会議室	2,640円	3,300円	3,300円
	小会議室	1,530円	1,970円	1,970円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		単 位	利用料金
フロアシート		1日1回につき	3,300円
照明設備	フットライト	1列1時間につき	480円
	ボーダーライト	1列1時間につき	700円
	ホリゾンライト	1列1時間につき	700円
	シーリングライト	1列1時間につき	700円
	スポットライト	1台1時間につき	270円
	フロア照明白熱灯	1 / 2 灯	1時間につき
	3 / 4 灯	1時間につき	2,960円
	全 灯	1時間につき	3,960円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に本館、武道館若しくは別館の競技場若しくは弓道場（以下「本館競技場等」という。）若しくはプールを専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - 本館競技場等及び会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額
 - プール 午前9時から午後9時までの時間2時間につき定められている利用料金の額の2分の1に相当する額
- 高校生等以下の者が本館競技場等若しくはプールを専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 入場料を徴収して本館競技場等又はプールを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 本館競技場等又はプールを普通利用する場合は、利用料金3,300円に相当する3,000円のプリペイド

カードを利用することができる。

2 栃木県立日光霧降アイスアリーナの利用料金

(1) 競技場

ア 普通利用の場合

区 分	通常利用		割引利用	
	大人 (1人につき)	小人 (1人につき)	大人 (1人につき)	小人 (1人につき)
一般利用券による普通利用の場合	1,310円	650円	1,210円	550円
団体利用券による普通利用の場合	1,040円	510円		
回数利用券による普通利用の場合	6,700円	3,350円		
期間利用券による普通利用の場合	19,700円	9,930円		
共通利用券による普通利用の場合	1,090円	530円	990円	430円

イ 専用利用の場合

利用区分	利用時間	午前5時30分から午後9時まで (30分につき)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	8,280円
	入場料を徴収する場合	13,600円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	13,600円
	入場料を徴収する場合	21,900円

(2) 会議室

施設区分	利用時間	午前9時から午後9時まで (1時間につき)
会議室		430円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名	単 位	利用料金
電光掲示板	1時間につき	1,020円

備考

- 「通常利用」とは、普通利用のうち割引利用以外の利用をいう。
- 「割引利用」とは、普通利用のうち一般利用券又は共通利用券による利用であって、指定管理者が発行した割引券を提示することにより一般利用券又は共通利用券に係る料金の割引を受けて利用するものをいう。
- 「一般利用券」とは、個人が1回の普通利用をすることができる利用券であって、団体利用券、回数利用券、期間利用券及び共通利用券以外のものをいう。

- 4 「団体利用券」とは、20人以上の団体が1回の普通利用をすることができる利用券をいう。
- 5 「回数利用券」とは、個人が6回の普通利用をすることができる利用券をいう。
- 6 「期間利用券」とは、個人が11月1日から翌年3月31日までの期間において随時に普通利用をすることができる利用券をいう。
- 7 「共通利用券」とは、個人（日光市が設置する日光霧降スケートセンターの屋外スピードリンク（以下「屋外スピードリンク」という。）を利用する者に限る。）が1回の普通利用をすることができる利用券であって、屋外スピードリンクと共通して利用できるものをいう。
- 8 「小人」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び満4歳以上の幼児をいう。
- 9 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 10 やむを得ない理由により午前5時30分前又は午後9時後に競技場を専用利用する場合の利用料金の額は、当該午前5時30分前又は午後9時後の利用時間30分につき、この表に定める額に入場料を徴収しない場合にあつては1.2を、入場料を徴収する場合にあつては1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 11 高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒以下の者が競技場を専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 12 入場料を徴収して競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 栃木県立県南体育館の利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場及び剣道場

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		210円	210円
その他の者（1人1回につき）		430円	430円	430円

(イ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		260円	260円
その他の者（1人1回につき）		530円	530円	530円

イ 専用利用の場合

(ア) メインアリーナ

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	7,500円	11,100円
入場料を徴収する場合		37,400円	56,200円	75,000円
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	44,900円	67,400円	90,000円
	入場料を徴収する場合	224,000円	336,000円	449,000円

(イ) サブアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合		3,740円	5,620円	7,500円
	入場料を徴収する場合		18,700円	27,900円	37,400円
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		22,400円	33,600円	44,900円
	入場料を徴収する場合		111,000円	167,000円	224,000円

(ウ) 柔道場

(イ)の表と同じ。

(エ) 剣道場

(イ)の表と同じ。

(2) 研修室

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
全部の利用			4,630円	6,950円	6,950円
一部の利用	2 / 3の利用		3,080円	4,630円	4,630円
	1 / 3の利用		1,530円	2,310円	2,310円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		単 位	利用料金	
放送設備		1日1回につき	5,510円	
仮設ステージ		1日1回につき	10,900円	
フロアシート		1日1回につき	3,300円	
可動席		1日1回につき	10,900円	
電動吊物		1日1回につき	55,100円	
電光掲示板	メインアリーナ	1時間につき	1,020円	
	柔道場	1時間につき	510円	
	剣道場	1時間につき	510円	
	移動式	1時間につき	510円	
照明設備	メインアリーナ	2 / 3灯	1時間につき	2,190円

		全 灯	1時間につき	4,400円
	サブアリーナ	2/3灯	1時間につき	1,090円
		全 灯	1時間につき	2,190円
冷房設備	メインアリーナ		1時間につき	13,100円
	サブアリーナ		1時間につき	5,510円
	柔道場		1時間につき	5,510円
	剣道場		1時間につき	5,510円
暖房設備	メインアリーナ		1時間につき	8,830円
	サブアリーナ		1時間につき	4,400円
	柔道場		1時間につき	4,400円
	剣道場		1時間につき	4,400円

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場若しくは剣道場（次項から第6項までにおいて「メインアリーナ等」という。）を専用利用する場合又は研修室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 高校生等以下の者がメインアリーナ等を専用利用する場合又は研修室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメインアリーナ等を専用利用する者が当該専用利用に際し研修室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 6 メインアリーナ等又はトレーニング室を普通利用する場合は、利用料金3,300円に相当する3,000円のプリペイドカードを利用することができる。

4 栃木県立県北体育館の利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		210円	210円
その他の者（1人1回につき）		430円	430円	430円

(イ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		260円	260円
その他の者（1人1回につき）		530円	530円	530円

イ 専用利用の場合

(ア) メインアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	7,500円	11,100円
	入場料を徴収する場合	37,400円	56,200円	75,000円	
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	44,900円	67,400円	90,000円	
	入場料を徴収する場合	224,000円	336,000円	449,000円	

(イ) サブアリーナ

利用区分		利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,740円	5,620円
	入場料を徴収する場合	18,700円	27,900円	37,400円	
アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,400円	33,600円	44,900円	
	入場料を徴収する場合	111,000円	167,000円	224,000円	

(ウ) 武道場

利用区分			利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
			全部の 利用	アマチュアス ポーツに利用 する場合	入場料を徴収しない場合	5,620円
入場料を徴収する場合	27,900円	42,400円			56,200円	
アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収しない場合	33,600円		50,900円	67,400円	
	入場料を徴収する場合	167,000円		254,000円	336,000円	
1/2 の利用	アマチュアス ポーツに利用 する場合	入場料を徴収しない場合	3,740円	5,620円	7,500円	
		入場料を徴収する場合	18,700円	27,900円	37,400円	

	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	22,400円	33,600円	44,900円
		入場料を徴収する場合	111,000円	167,000円	224,000円

(2) 研修室

施設区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	研修室A		2,080円	3,080円
研修室B		2,530円	3,850円	3,850円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		単 位	利用料金	
放送設備		1日1回につき	5,510円	
仮設ステージ		1日1回につき	10,900円	
フロアシート		1日1回につき	3,300円	
可動席		1日1回につき	10,900円	
電動吊物		1日1回につき	55,100円	
電光掲示板	メインアリーナ	1時間につき	1,020円	
	武道場	1時間につき	250円	
	移動式	1時間につき	510円	
照明設備	メインアリーナ	2/3灯	1時間につき	2,190円
		全 灯	1時間につき	4,400円
	サブアリーナ	2/3灯	1時間につき	1,090円
		全 灯	1時間につき	2,190円
冷房設備	メインアリーナ	1時間につき	13,100円	
	サブアリーナ	1時間につき	5,510円	
	武道場	1時間につき	5,510円	
暖房設備	メインアリーナ	1時間につき	8,830円	
	サブアリーナ	1時間につき	4,400円	
	武道場	1時間につき	4,400円	

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ若しくは武道場（次項から第6項までにおいて「メインアリーナ等」という。）を専用利用する場合又は研修室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 高校生等以下の者がメインアリーナ等を専用利用する場合又は研修室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメインアリーナ等を専用利用する者が当該専用利用に際し研修室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 6 メインアリーナ等又はトレーニング室を普通利用する場合は、利用料金3,300円に相当する3,000円のプリペイドカードを利用することができる。

5 栃木県立温水プール館の利用料金

(1) プール

ア 普通利用の場合

利用者	利用時間	午前9時から午後9時まで
高校生等以下（1人1回につき）		300円
その他の者（1人1回につき）		610円

イ 専用利用の場合

区 分			午前9時から午後9時まで（1時間につき）	
			全コース	1コース
平日の利用	50メートルプール	入場料を徴収しない場合	20,500円	4,110円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に5を乗じて得た額	
平日の利用	25メートルプール	入場料を徴収しない場合	10,200円	2,050円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に5を乗じて得た額	
平日以外の利用			平日の利用の利用料金の額に1.2を乗じて得た額	

(2) 会議室

利用区分	利用時間	午前9時から午後9時まで （1時間につき）

全部の利用	2,050円
3/4の利用	1,540円
1/2の利用	1,020円
1/4の利用	510円

(3) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名	単位	利用料金
放送設備	1日1回につき	5,510円
固定式電光表示板	1時間につき	2,050円
移動式電光表示板	1時間につき	1,020円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にプールを専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時から午後9時までの利用時間1時間につき定められている利用料金の額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 高校生等以下の者がプールを専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 入場料を徴収してプールを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- プールを普通利用する場合は、利用料金7,200円に相当する6,000円又は利用料金3,300円に相当する3,000円のプリペイドカードを利用することができる。

6 栃木県体育館分館の利用料金

(1) 普通利用の場合

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	高校生等以下（1人1回につき）		160円	160円
その他の者（1人1回につき）		320円	320円	320円

(2) 専用利用の場合

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	アマチュアスポーツに 入場料を徴収しない場合		1,970円	2,860円

利用する場合	入場料を徴収する場合	10,800円	15,600円	22,100円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	11,700円	17,200円	23,400円
	入場料を徴収する場合	65,200円	95,700円	130,000円

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に栃木県体育館分館を専用利用する場合の利用料金の額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 高校生等以下の者が栃木県体育館分館を専用利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

○栃木県交通安全教育センターの利用料金の承認

栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例（平成7年栃木県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第2項後段の規定により平成26年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例施行規則（平成7年栃木県規則第16号）第5条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福田 富一

利用区分	利用料金（1人50分につき）
普通自動車による利用	1,020円
二輪車による利用	510円

備考

- 条例第3条第2項ただし書に規定する場合の利用料金の基準額は、510円とする。
- 「二輪車」とは、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(警察本部運転免許管理課)

教育委員会

○栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用料金の承認

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例（平成4年栃木県条例第5号）第9条第2項後段の規定により利用料金を承認したので、栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則（平成4年栃木県教育委員会規則第11号）第11条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県教育委員会

区分	単位	高校生等	一般	
			教育指導者等	その他の者
宿泊を 生活館宿泊室 及びロッジ		760円	2,190円	4,400円

伴 う 利 用	テ ン ト	固 定 式 テ ン ト	1 人 1 泊	260円	820円	1,640円
		そ の 他 の テ ン ト		210円	530円	1,090円
宿 泊 を 伴 わ な い 利 用			1 人 1 日	210円 (海の展示館のみの利用 の場合は、100円)	370円 (海の展示館のみの利用の場 合は、210円)	
運 動 施 設 の 利 用	プ ー ル		1 人 2 時 間	210円		310円
	自 転 車 モ ト ク ロ ス			210円		310円
	テ ニ ス コ ー ト			260円		370円
	多 目 的 コ ー ト			210円		310円

備考

- 1 中学校の生徒以下の者に係る利用料金は、無料とする。
- 2 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 3 「教育指導者等」とは、学校教育活動として海浜自然の家を利用する場合における教員等の指導者、教育委員会が海浜自然の家において主催する事業への参加者その他の教育委員会規則で定める者をいう。
- 4 宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金には、運動施設の利用に係る利用料金を含まない。

○栃木県立なす高原自然の家の利用料金の承認

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例（平成15年栃木県条例第52号）第10条第2項後段の規定により利用料金を承認したので、栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則（平成16年栃木県教育委員会規則第1号）第7条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県教育委員会

1 宿泊棟

利 用 者 区 分		利 用 料 金 (1 人 1 泊 に つ き)
県 内 に 居 住 す る 者	高 校 生 等	760円
	教 育 指 導 者 等	2,190円
	そ の 他 の 者	4,400円
県 外 に 居 住 す る 者	中 学 校 生 徒 以 下 の 者	760円
	高 校 生 等	1,520円
	教 育 指 導 者 等	4,380円
	そ の 他 の 者	6,600円

備考

- 1 県内に居住する中学校生徒以下の者に係る宿泊棟の利用料金は、無料とする。
- 2 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 3 「教育指導者等」とは、学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合における教員等の指導者、教育委員会がなす高原自然の家において主催する事業への参加者その他の教育委員会規則で定める者をいう。

2 研修室等

区 分	利 用 料 金		
	午 前 9 時 から 正 午 ま で	午 後 1 時 から 午 後 5 時 ま で	午 後 6 時 から 午 後 9 時 ま で
大 研 修 室	4,930円	6,580円	4,930円

中 研 修 室	1	1,850円	2,460円	1,850円
	2	1,850円	2,460円	1,850円
小 研 修 室	1	1,230円	1,640円	1,230円
	2	1,230円	1,640円	1,230円
	3	1,230円	1,640円	1,230円
体 育 館		2,050円	2,570円	2,050円
体 験 プ ラ ザ		2,050円	2,570円	2,050円

備考

- 1 学校教育活動として行う事業及び教育委員会が主催する事業に係る研修室等の利用料金は、無料とする。
- 2 宿泊棟を利用する者に係る研修室等の利用料金は、無料とする。

(生涯学習課)

企 業 局

○栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認

栃木県民ゴルフ場管理条例（平成4年栃木県条例第7号）第9条第2項後段の規定により平成26年4月1日から同年6月30日までの利用料金を承認したので、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程（平成4年栃木県公営企業管理規程第6号）第6条の規定により公告する。

平成26年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

区 分			利用料金（1人1回につき）			
			9ホールを超え18ホール以内の利用	9ホール以内の利用	18ホールを超える利用	
月曜日及び水曜日から金曜日まで （休日を除く。）	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円	420円	
		学 生 等	4,160円	2,910円 (2,250円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
		そ の 他 の 者	5,200円 (4,700円)			
	乗 用 カ ー ト 使 用	1人で使用する場合	学 生 等	5,060円	3,360円 (2,700円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			そ の 他 の 者	6,100円 (5,600円)		
		2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円	720円
			学 生 等	4,460円	3,060円 (2,400円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額
			そ の 他 の 者	5,500円 (5,000円)		
		土曜日、日曜日及び休日	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円
学 生 等	5,260円			4,710円	9ホールを超え18ホール	

			その他の者	9,000円	(3,450円)	以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,850円を加算した額
	乗 用 カ ー ト 使 用	1人 で 使 用 す る 場 合	学 生 等	6,160円	5,160円 (3,900円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,300円を加算した額
			その他の者	9,900円		
		2人 以 上 で 使 用 す る 場 合	18歳未満の者	720円	720円	720円
			学 生 等	5,560円	4,860円 (3,600円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,000円を加算した額
			その他の者	9,300円		
臨時営業日		手引 カ ー ト 使 用	18歳未満の者	420円	420円	420円
	学 生 等		3,900円	2,910円 (2,250円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
	その他の者		3,900円			
	乗 用 カ ー ト 使 用	1人 で 使 用 す る 場 合	学 生 等	4,800円	3,360円 (2,700円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			その他の者	4,800円		
		2人 以 上 で 使 用 す る 場 合	18歳未満の者	720円	720円	720円
学 生 等	4,200円		3,060円 (2,400円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額		
その他の者	4,200円					

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 臨時営業日とは、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程第2条ただし書の規定により休業日を変更し、臨時に営業する日をいう。
- 3 学生等とは、学生及び生徒（18歳未満の者を除く。）並びに学校教育活動として県民ゴルフ場を利用する場合における教員等の指導者をいう。
- 4 9ホールを超え18ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、女性又は60歳以上の者が月曜日又は水曜日から金曜日までの日に県民ゴルフ場を利用する場合の利用料金の額とする。
- 5 9ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、午前9時までに県民ゴルフ場の利用を終了する場合の利用料金の額とする。

(経営企画課)